

# 「滋賀県流域治水基本方針」(案) に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方等について

## 1 県民政策コメントの実施結果

平成 23 年 3 月 9 日から平成 23 年 4 月 8 日までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県流域治水基本方針」(案) について意見・情報の募集を行った結果、1 名から 1 件の意見が提出されました。

この意見につきまして、滋賀県の考え方を示します。

## 2 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

### 第四章 流域治水の進め方

#### 1. 洪水を安全に「ながす」対策

##### (3) 整備水準を超える洪水対策

1 件

(内容は以下のとおり)

頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
22	今年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」で言われているが、「想定外」を想定しての洪水対策を具体的に示すべきと考える。	「地先の安全度」につきましては、2 年、10 年、30 年、50 年、100 年、淀川本川の施設整備の計画規模である 200 年、それ以上の超過洪水である 500 年、1000 年につきましても評価・検討しています。 「地先の安全度」に基づき、効果が認められる場合には、水害防備林や霞堤等の整備・保全や、堤防が決壊した場合に危険度の高い河川での堤防強化などの対策を検討・実施していきます。 また、「ながす」対策と併せて、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に推進します。

### 3 県民政策コメントの実施以後の経緯

- 平成 23 年 7 月 12 日 滋賀県議会において、「滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例」による議決事件とすることと決定
- 平成 23 年 9 月 15 日 平成 23 年 9 月県議会において「報第 15 号滋賀県流域治水基本方針の策定状況説明書」を報告
- 平成 23 年 11 月 29 日 平成 23 年 11 月県議会において、「議第 156 号滋賀県流域治水基本方針の策定につき議決を求めることについて」として提案
- 平成 23 年 12 月 21 日 市町や住民において十分に理解されるには至っていない中で、このまま進めるべきではない等の理由から、継続審議
- 平成 23 年 12 月 24 日 流域治水シンポジウム開催
- 平成 24 年 2 月 14 日 滋賀県自治創造会議において、市町長と意見交換
- 平成 24 年 3 月 14 日 平成 24 年 2 月県議会において、流域治水基本方針（案）を一部修正のうえ、「議第 95 号滋賀県流域治水基本方針の策定につき議決を求めることについて」として再提案  
(平成 23 年議第 156 号からの修正箇所は別紙対比表のとおり)
- 平成 24 年 3 月 23 日 議決

別紙

滋賀県流域治水基本方針 対比表

平成23年11月議会 議第156号	平成24年 2月議会 議第95号
<p style="text-align: center;">滋賀県流域治水基本方針</p> <p>第1章 流域治水の概念と基本方針の位置付け</p> <p>1 流域治水の概念 (省略)</p> <p><u>一方、河川や洪水調整池など治水施設の整備は、投資余力の減少などによりその進捗が鈍化する傾向にあります。たとえ、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。むしろ、気候変動の影響により外力は増大し、現在の治水安全度が著しく低下する可能性も指摘されています。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、滋賀県では、「どのような洪水にあっても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再検証することとしました。数年間に及ぶ調査検討の結果、これからの治水政策では、「川の中の対策」だけでは抑えきれない洪水があることをこれまで以上に意識した上で、「川の中の対策」<u>だけではなく「川の外の対策」</u>をも並行し、自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に講じることが重要であると強く認識するに至りました。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県流域治水基本方針</p> <p style="text-align: center;"><u>— 水害から命を守る総合的な治水を目指して —</u></p> <p style="text-align: right;"><b>⇒基本方針 表紙</b></p> <p>第1章 流域治水の概念と基本方針の位置付け</p> <p>1 流域治水の概念 (省略)</p> <p><u>河川などの治水施設の整備は、根幹的な治水対策として今後も強力に推進していきますが、近年の厳しい財政状況もあり、整備完了までには相当の期間が必要です。一方で、整備途上や、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。気候変動の影響により外力は増大し、現在の治水安全度が著しく低下する可能性も指摘されています。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、滋賀県では、「どのような洪水にあっても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再検証することとしました。数年間に及ぶ調査検討の結果、これからの治水政策では、「川の中の対策」<u>だけではなく「川の外の対策」</u>をも並行し、自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に講じることが重要であると強く認識するに至りました。</p> <p style="text-align: right;"><b>⇒基本方針 P 1</b></p> <p>(省略)</p>

滋賀県流域治水基本方針 対比表

平成23年11月議会 議第156号	平成24年 2月議会 議第95号
<p>2 滋賀県流域治水基本方針の位置付け</p> <p>「川の中の対策」について、滋賀県は、各河川の均衡ある治水安全度の向上を図るべく、平成21年度までに「滋賀県の河川整備方針」を定め、基本（長期）計画を示すとともに、<u>現在の投資余力を踏まえ、中長期整備実施河川（河川整備に優先的に取り組む河川・区間、A～Dランク）の検討を行いました。</u></p> <p>（省略）</p> <p>このようなことから、本方針では、「川の中の対策」に関する諸計画（河川管理者が定める河川整備に関する計画）<u>を所与の条件としつつ、流域治水の立場から、「川の中の対策」で整備水準を超える洪水対策として実施すべき事項および「川の外の対策」</u>として実施すべき事項について、基本的方向を示すこととします。</p> <p>第2章 治水上の課題</p> <p>3 行政対応の現状と問題点</p> <p>(1) 河川行政等（河川整備）の現状と問題点（ながす・ためる）</p> <p>○ ながす：「川の中の対策」 河川・水路の整備</p> <p>（省略）</p> <p>また、市町が管理する河川や水路（準用河川・下水道（雨水）・普通河川等）についても5年～10年確率降雨に対する整備が進められていますが、県および市町による河川・水路の整備は、財政制約等からその進捗は鈍化してきています。</p> <p>（省略）</p>	<p>2 滋賀県流域治水基本方針の位置付け</p> <p>「川の中の対策」について、滋賀県は、各河川の均衡ある治水安全度の向上を図るべく、平成21年度までに「滋賀県の河川整備方針」を定め、基本（長期）計画を示すとともに、<u>効果的かつ効率的な河川整備を図るため、中長期整備実施河川（河川整備に優先的に取り組む河川・区間、A～Dランク）の検討を行いました。</u></p> <p>（省略）</p> <p>このようなことから、本方針では、「川の中の対策」に関する諸計画（河川管理者が定める河川整備に関する計画）<u>に基づき着実に実施すべき治水施設の整備に関する事項に加えて、「川の外の対策」</u>として実施すべき事項について、基本的方向を示すこととします。</p> <p style="text-align: right;"><b>⇒基本方針 P 2～3</b></p> <p>第2章 治水上の課題</p> <p>3 行政対応の現状と問題点</p> <p>(1) 河川行政等（河川整備）の現状と問題点（ながす・ためる）</p> <p>○ ながす：「川の中の対策」 河川・水路の整備</p> <p>（省略）</p> <p>また、市町が管理する河川や水路（準用河川・下水道（雨水）・普通河川等）についても5年～10年確率降雨に対する整備が進められていますが、県および市町による河川・水路の整備は、財政状況等からその進捗は鈍化してきています。</p> <p style="text-align: right;"><b>⇒基本方針 P 6</b></p> <p>（省略）</p>

滋賀県流域治水基本方針 対比表

平成23年11月議会 議第156号	平成24年 2月議会 議第95号
<p>○ ながす：「川の中の対策」 河川・水路の維持管理            滋賀県は、管理する一級河川（総延長約 2,200 km）において、河道内樹木の繁茂や土砂堆積による河積阻害などに逐次対処する責務がありますが、近年は、<u>慢性的に投資余力が減少する中で</u>、限られた人員で対応しなければならない状況になっています。</p> <p>(省略)</p> <p>第3章 これからの治水の基本的方向－流域治水の推進</p> <p>1 流域治水の目標</p> <p>これまでに述べてきたように、気候変動による外力の増加や<u>投資余力の減少</u>、地域防災力の低下など、近年、治水に係る多くの課題が顕在化し、「川の中の対策」だけでは限界があることが明らかとなっています。</p> <p>(省略)</p> <p>2 流域治水対策を検討する基礎情報－「地先の安全度」</p> <p>「川の中の対策」<u>だけでなく</u>「川の外の対策」を並行して進め、自助・共助・公助が一体となってハードやソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水を進めるためには、行政機関も含め、流域に暮らすさまざまな人びとが、流域全体が抱える水害リスクを共通の認識とすることが必要不可欠です。</p> <p>(省略)</p>	<p>○ ながす：「川の中の対策」 河川・水路の維持管理            滋賀県は、管理する一級河川（総延長約 2,200 km）において、河道内樹木の繁茂や土砂堆積による河積阻害などに逐次対処する責務がありますが、近年は、<u>厳しい財政状況の中</u>、限られた人員で対応しなければならない状況になっています。</p> <p style="text-align: right;"><b>⇒基本方針 P 7</b></p> <p>(省略)</p> <p>第3章 これからの治水の基本的方向－流域治水の推進</p> <p>1 流域治水の目標</p> <p>これまでに述べてきたように、気候変動による外力の増加や<u>厳しい財政状況</u>、地域防災力の低下など、近年、治水に係る多くの課題が顕在化し、「川の中の対策」だけでは限界があることが明らかとなっています。</p> <p style="text-align: right;"><b>⇒基本方針 P 12</b></p> <p>(省略)</p> <p>2 流域治水対策を検討する基礎情報－「地先の安全度」</p> <p>「川の中の対策」<u>に加えて</u>「川の外の対策」を並行して進め、自助・共助・公助が一体となってハードやソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水を進めるためには、行政機関も含め、流域に暮らすさまざまな人びとが、流域全体が抱える水害リスクを共通の認識とすることが必要不可欠です。</p> <p style="text-align: right;"><b>⇒基本方針 P 12</b></p> <p>(省略)</p>

滋賀県流域治水基本方針 対比表

平成23年11月議会 議第156号	平成24年 2月議会 議第95号
<p>第4章 流域治水の進め方</p> <p>3 はん濫を一定の地域に「とどめる」対策 (省略)</p> <p>また、<u>新たな条例を制定することにより、家屋の流失・水没が想定される箇所での建築規制（建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用）や、床上浸水が頻発する箇所での土地利用規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減します。ただし、規制の態様を定める場合には、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全に係る取組を阻害しないよう最大限配慮します。</u> (省略)</p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導</p> <p>② 住まい方の工夫に関すること</p> <p>滋賀県は、家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を行います。具体的には、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設（病院、学校、官公庁等）の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可することとします。その実効性を高めるため、滋賀県は、既存建築物の建替えや改築については助成等を行います。</p> <p>(省略)</p>	<p>第4章 流域治水の進め方</p> <p>3 はん濫を一定の地域に「とどめる」対策 (省略)</p> <p>また、家屋の流失・水没が想定される箇所での建築規制（建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用）や、床上浸水が頻発する箇所での土地利用規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減します。ただし、規制の態様を定める場合には、<u>市町と十分に調整を行い、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全に係る取組を阻害しないよう最大限配慮します。</u> ⇒基本方針 P24 (省略)</p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導</p> <p>② 住まい方の工夫に関すること</p> <p>滋賀県<u>または市町</u>は、家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を行います。具体的には、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設（病院、学校、官公庁等）の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可することとします。その実効性を高めるため、滋賀県は、既存建築物の建替えや改築については助成等を行います。</p> <p><u>滋賀県と市町は、区域指定の方法および規制の内容について、十分に調整を行います。</u> ⇒基本方針 P25～26 (省略)</p>

滋賀県流域治水基本方針 対比表

平成23年11月議会 議第156号			平成24年 2月議会 議第95号		
【安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担】			【安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担】		
県	主体	(省略)	県	主体	(省略)
	支援	(省略)		支援	(省略)
市 町	主体	○水害に備えた土地利用・建築への理解、住民への普及・啓発	市 町	主体	○家屋流失や水没が想定される箇所については、 <u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う。</u>
		○都市計画、土地利用計画等との整合			○水害に備えた土地利用・建築への理解、住民への普及・啓発
住 民 企業等	主体	(省略)	住 民 企業等	主体	(省略)
<p>第5章 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策</p> <p>2 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の制定</p> <p>本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例（仮称：滋賀県流域治水基本条例）の制定を目指します。</p> <p>(省略)</p>			<p>⇒基本方針 P 26</p> <p>第5章 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策</p> <p>2 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の制定</p> <p>本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例（仮称：滋賀県流域治水基本条例）の制定を目指します。</p> <p><u>なお、条例制定に当たっては、市町との協議・調整および県民への説明を十分行います。</u></p> <p>(省略)</p> <p>⇒基本方針 P 33</p>		